

◆学生の修学に係る支援

○修学上の支援

博士前期課程および博士後期課程ともに、計画的な履修を支援するために、入学時から修了年次までの履修計画書を提出し、その後も毎年度初めに修了年度までの履修計画書を提出しなければならない。履修計画書の作成に当たっては、各学生の(主)研究指導教員が確認するとともに、必要に応じて研究科委員会幹事長が相談に応じている。

また、社会人が勤務を離れて大学院で学ぶ可能性を開くために、大学院設置基準第14条特例および長期履修制度がある。在職のまま学修することを希望する場合、本看護学研究科博士課程の出願時に、所属施設長による入学試験の受験許可書および履修許可書を提出する必要がある。

(1) 大学院設置基準第14条(教育方法の特例)

本看護学研究科の人材育成の目標から、看護職として活躍している社会人を受け入れている。教育方法の特例(大学院設置基準第14条)を適用している。授業時間について、夜間(VI時限:18:00~19:30、VII時限:19:40~21:10)に開講したり、へき地等の遠隔地からの通学を可能とするために、週末または夏季・冬季に集中的に開講したりしている。

(2) 長期履修制度

社会人が審査のうえで、標準の修業年限に関わる授業料の総額で、標準の就業年度に一年を加えた修業年限で、入学時から計画的に履修することを許可する制度である。在職のほか、育児や介護等の理由でも利用できる。本看護学研究科においては、博士前期課程、博士後期課程ともに、本制度を利用する学生が過半数である。

学習途上で標準修業年限に短縮することはできるが、許可された履修年限の延長はできず、許可された年限で終了できなかった場合は、以降の授業料は通常の授業料が必要である。

本制度の利用を希望する者は、入学試験後研究指導教員との事前面接で具体的に相談することができる。また、申請時には、申請書とともに入学時からの計画的に履修計画をたてることができるように(主)研究指導教員を中心に指導している。

(3) 学習環境の調整

より安心・安全に学習できる環境を整備するために、必要に応じて、学習環境の調整に関する取組を行っている。博士前期課程および博士後期課程の各課程にリーダーとサブリーダーを学生間で選出し、この4名から学生代表者1名を選出する。学習環境に関する調整の必要性が生じた場合には、学生代表が取りまとめ、看護学務課および看護学研究科委員会幹事長が相談に応じている。

○経済的支援

本看護学研究科では、日本学生支援機構奨学金、または同機構の奨学生に採用されなかった場合に、本学独自の奨学金を利用することができ、教育研究経験をすることで手当が支給される制度もある。

1) 奨学金制度

(1) 日本学生支援機構奨学金

人物・学業ともに優秀かつ健康で、経済的理由によって就学が著しく困難な者を対象に、採用時から最短の修業年限の周期まで日本学生支援機構奨学金が貸与される。毎年春に募集し、在学採用のみであるが、希望によっては採用年度の4月に遡って貸与され、貸与期間中に必要に応じて貸与月額の変更が可能である。

なお、貸与終了から6か月後に、定められた期間内に金融機関の口座振替によって、割賦(月賦または月賦と半年賦の併用のいずれかを選択)で返還しなければならない。

表1 令和2年度入学者の貸与月額

区分	博士前期課程	博士後期課程
第一種奨学金(無利息)	50,000円または88,000円	80,000円または122,000円
第二種奨学金(利息付き*)	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円のいずれか	

* 年利3%を上限とする利息付き(在学中は無利息)

(2) 自治医科大学大学院修士課程・博士前期課程奨学資金/自治医科大学大学院博士課程・博士後期課程奨学資金

学業・人物ともに優秀かつ健康で、経済的な理由で修学に支障をきたすと認められ、日本学生支援機構奨学金に応募して採用されなかった者に対し、最短修業年限の終期までの期間、奨学金を無利息で貸与している。修了した日の翌月から定められた期間で返還(毎年12月の年賦均等償還)しなければならない。

表2 令和2年度入学者の貸与月額・貸与機関・返還期間

区分	博士前期課程	博士後期課程
貸与月額	50,000円または88,000円	80,000円または122,000円
貸与機関	24月以内	36カ月以内
償還期間	6年以内	9年以内

2) 教育訓練給付制度(博士前期課程のみ)

この制度は、労働者の主体的な能力を開発するための取組みを支援し、雇用の安定とし就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度の一つである。本学看護学研究科博士前期課程は、「厚生労働大臣指定教育訓練講座」の指定を受けている。詳細は厚生労働省のホームページを参照することが必要である。

3) ティーチングアシスタント(TA)制度

博士前期課程および博士後期課程に在学する優秀な学生には、看護学部及び博士前期課程の授業担当教員の指示に従って、教育補助業務を行うことをトレーニングの機会として提供するとともに手当を支給して処遇の改善の一助としている。

4) リサーチ・アシスタント(RA)制度

若手研究者としての研究遂行能力を育成し、あわせて本学の学術研究の活性化を図るため、博士後期課程に在学する優秀な院生をリサーチ・アシスタントとして採用し、手当を支給して処遇の改善の一助としている。看護学部の研究プロジェクト等に参画して、そのプロジェクト責任者の指示に従って研究補助業務を行う。

5) 自治医科大学大学院看護学研究科博士後期課程研究費（博士後期士課程対象）

広域実践看護学特別研究として取り組む研究課題に対し、研究活動を支援するために研究費を助成する。看護学研究科博士後期課程在学中で、研究計画審査で承認された者を対象とし、年間総額 40 万円（1 件当たり上限 20 万円）である。

毎年 4 月中旬に実質 2 週間程度で募集し、本学研究科研究科「看護学研究計画審査会」で書類選考を行い、採択者は翌年 4 月末までに「研究進捗報告書」を提出するとともに、研究成果の報告として博士論文を提出する。

6) 日本看護学校協議会共済会総合保障制度（W i l l）

実習先や本学看護学研究科の管理下における本人の傷害事故に加えて実習先を含む 24 時間の賠償事故、さらに実習中の微生物による感染事故に対応するための保険である。毎年度 4 月の指定する期日までに入会の意思表示と年間掛け金 4,500 円の納入が必要である。加入対象は、博士前期課程の学生は全員、博士後期課程の学生は任意である。

7) 本学教職員住宅への入居

遠方からの通学が難しい場合、教職員住宅（1LDK、月額 11,000 円）への入居を許可している（駐車場別途）。入居希望者が多い場合は、優先順位を勘案したうえで抽選とする。

8) 臨時宿泊室の利用（女性のみ）

授業等のために遠隔地から通学するために宿泊が必要な場合、空室があれば自治医科大学附属病院看護師女子宿舎に臨時宿泊を許可している（1泊約 1,000 円、リネン含む）。

9) 駐車場の利用

通学等に必要の場合、構内の指定された駐車場の利用を許可している（月額 1,000 円）

◆進路選択に係る支援

(1) 就職活動および進路に関する相談

研究指導教員のほか、看護学研究科委員会幹事長が就職支援担当として応じている。

(2) 在学生の過半数を占める社会人入学者への支援

休職中の場合は、研究指導教員を中心に復職の準備や相談に応じている。また、必要に応じて修了後の職場でのキャリア発展、たとえば専門看護師認定審査の受審等のための相談に応じている。

◆心身の健康等に係る支援

(1) 保健センター（記念棟 3 階：内線 4279、平日 8:00～17:15 開室）

保健センターは、学医、保健センター専任医師および看護師が健康相談、指導に当たっているほか、傷病の応急対応も行っている。

(2) 健康診断

① 定期健康診断

健康の保持増進を図るため、毎年定期的に健康診断が行われている。病気その他の理由で受診できなかった場合は、速やかに医療機関等で受診した結果を保健センターへ提出する。健康診断等の日程は保健センターホームページを参照する。

② 社会人入学者等への配慮

社会人学生など、本学で必須とされている健康管理項目を在職機関等で行う場合は、在職機関等で行われた結果を各学生の責任で保健センターに提出することをもってかえることができる。また、退職等によってこの取り扱いを変更する場合は、本学で行われる健康診断等を受診する。さらに、教育研究活動に影響する可能性があるため、これらの取り扱いについて、必要に応じて(主)研究指導教員に報告する。

(3) 入学時の抗体価検査

入学時には、麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎の4種のウィルス抗体価検査、B型肝炎抗原・抗体価検査、C型肝炎抗体価検査を実施する。

(4) 予防接種等

破傷風、インフルエンザ予防接種等については、掲示および保健センターのホームページの情報を確認して、接種するように努める。これらの健康管理事業を利用できない場合は、医療機関等で必ず予防接種を受け、保健センターに報告する。

(5) 専門看護実習等に関する検査

当該実習施設より指定された検査項目を記載した書類を保健センターへ提出し、必要項目を転記したものを受け取ることができる。ただし、本学で実施していない検査については、他の医療機関等で実施する。

(6) 相談ルーム(記念棟10階看護学部・看護学研究科相談ルーム)

メンタルヘルスに関する相談については、カウンセリング技術が必要であり、さらに相談者のプライバシーを守ることができる相談体制を要することから、外部の専門家(臨床心理士)を配置して対応している。

相談日は8月と9月を除き原則として第2・第4月曜日の14:00~17:00であり、予約をすることができる。予約には、専用メールアドレス(sdroom@jichi.ac.jp)、相談ルームの予約表に相談希望日時を記載、看護学務課前の相談予約BOXに相談希望日時のメモを投函の3つの方法があり、看護学務課ホームページから予約状況を確認することができる。